

《議題2》資料2（議題説明資料）

千葉県職員倫理規則の改正に係る周知について

1 逐条解説、問答集、教本の改訂、周知

職員向けの制度説明資料として作成している「逐条解説」「問答集」「教本」を改訂し、改正規則の公布（1月末予定）と併せて全庁に周知する。

2 職員向け研修の実施

（1）倫理条例担当者向け

職員倫理条例・職員倫理規則に関する各部局の職員からの様々な問い合わせに対応するため、各部局の主管課等に「倫理条例担当者」を置いている。

改正規則の円滑な運用開始に向けて、倫理条例担当者向けの研修会を実施するとともに、そこで寄せられた質問を踏まえ、問答集等の充実を図る。（改正規則公布直後に実施予定）

（2）全職員向け

①スケジュール

これまで、職員倫理条例に関する研修については、職務別研修として、管理職向け・班長向け・新規採用職員向けに実施してきたが、（令和6年1月に事件を受けて緊急に実施した研修を除き）全職員向けの研修は実施していなかった。

改正規則の周知徹底を図るとともに、事件の再発防止を図るため、全職員向けの研修を毎年度継続的に実施していく。

令和6年度においては、改正規則の公布後（2～3月）に実施する。

②研修内容

これまで実施してきた職員倫理条例に関する研修については、検討会議の報告書において、「条例の目的、利害関係者の範囲、禁止行為の内容について、更なる周知徹底を図るべき」「制度の説明が中心になっている」「研修内容等の見直しを図るべき」と指摘されていることから、今後の研修は、以下の点を重視し、実施する。

- ア 単に条例・規則の制度を機械的に理解するのではなく、背景にある理念や制定の経緯を含めて説明することで、職員の意識に深く刻まれるような内容とする
- イ 職務において条例・規則が適用される具体的な場面を例示し、職員が自身の業務に直結するものとして理解できるような内容とする
- ウ 条例・規則のルールに違反した場合にどのような処分があり得るのか具体的に記載し、職員の自身の行動に対する自覚を促すような内容とする
- エ 受講報告の際に簡単なテストを実施し、理解度が低かった項目について全庁にフィードバックを行うなど、研修の双方向性を確保する